

ソウル日本文化センター 小規模助成プログラムガイドライン

国際交流基金ソウル日本文化センターでは、日本・韓国間の相互理解の促進を目的とした国際文化交流事業に対して、下記の要領で小規模助成プログラムによる支援を行っています。

記

1. 助成申請資格

韓国国内にある法人、または、組織及び業務の責任体制が確立され代表者の定めのある任意団体であること。

※個人からの申請は受け付けません。

2. 助成の対象となる事業

(1) 文化芸術交流分野／市民・青少年交流分野

日本と韓国の相互理解促進に資する以下のような事業

- 展覧会
- 舞台公演
- 映画祭
- 文化人招へい
- 交流会・ワークショップ
- 訪日プログラム(市民・青少年交流分野のみ)

(2) 日本語教育分野

韓国における日本語教育の発展に資する以下のような事業

- 日本語教師の研修事業
- 日本語教育に関するセミナー、シンポジウムの開催など
- 日本語スピーチ大会や日本語クイズ大会、日本文化祭など(地域全体を対象にしている事業、複数の機関が連携して実施する事業を優先します)

(3) 日本研究・知的交流分野

韓国における日本研究の発展あるいは日本と韓国の相互理解促進に資する以下のような事業
(ただし、書籍の出版は対象としません。)

- 講演会
- 会議、セミナー、シンポジウム

►共同研究

(4) 次のような事業は支援対象となりません。

►日本の他の政府機関、特殊法人、独立行政法人、公益財団法人日韓文化交流基金から助成を受ける事業

►営利を目的とするもの

►宗教活動、政治活動、選挙活動を含む事業、またこれらの目的のために利用される事業

►債務の救済、基金の募集、賞の創設

►申請団体が定期的に開催する理事会等

3. 事業実施期間

2025年4月1日～2026年3月31日までの間に実施される事業を対象とします。

4. 助成対象費目

(1)以下のような費目が助成対象となります。

ア. 謝金

イ. 旅費(市民・青少年交流分野では訪日旅費も対象となります。)

ウ. 資料作成費(映画祭実施の際の字幕制作費を含む) エ. 輸送費

オ. 会場・機材借料 カ. 翻訳・通訳費

キ. その他ソウル日本文化センター所長が必要と認める経費

(2)次のような費目は対象となりません。

ア. 飲食代

イ. コンテスト等の賞金(商品券を含む)

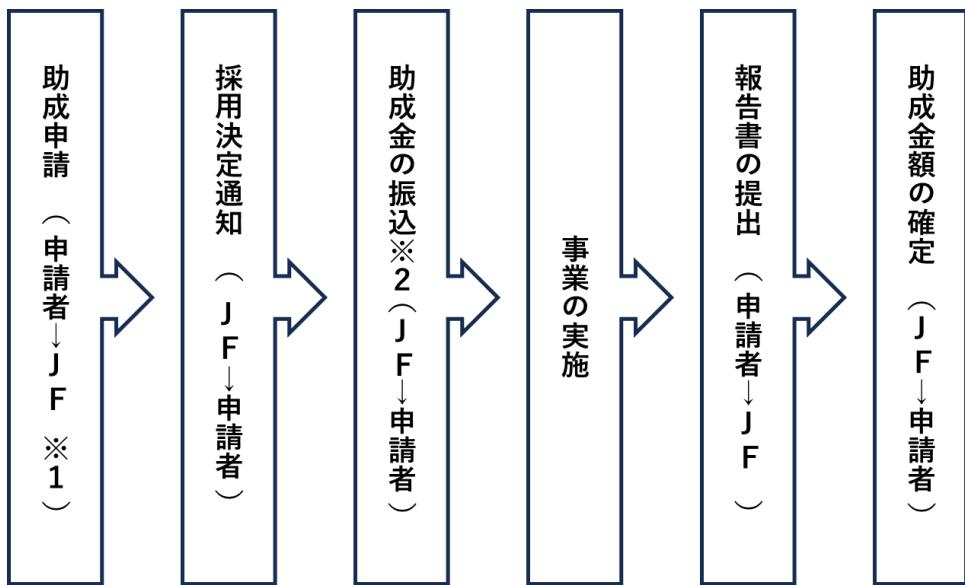
ウ. 助成申請団体のスタッフ給与／謝

金 エ. 機材購入費 オ. 事務所借料

カ. 運営管理費

5. 助成申請手続き (1)原則として、事業実施の2か月前までに別添の申請書フォームを用いて申請して下さい。

(2)申請が採用された場合は、以下のような流れで手続きが行われます。



※1. 「JF」:国際交流基金ソウル日本文化センター

※2. ただし、文化芸術交流分野の事業については、原則として、事業実施後に助成金を確定し送金します。

6. 助成実施の考え方

(1) 以下のような事業を優先的に考慮します。

➢韓国内外の複数の団体の関与があり、幅広いネットワークの形成・拡大に寄与すると思われる事業

➢事業成果が社会に対して広く還元されることが期待できる事業

➢新規性・発展性のある事業

➢地方で実施される事業

➢環境問題、少子高齢化、エネルギー、多文化共生、若者就労支援など、日本と韓国が共通に抱える課題の解決に向けて創造的な方法で取り組もうとする事業

(2) 助成金額は、申請額を踏まえて案件ごとに決定します。

※文化芸術交流分野の助成金の割合は、事業全体額の半額を上限とします。

※2024年度の1件あたりの助成実績額は100万～300万ウォン程度です。

(3) 当センター以外の資金調達(自己資金、他の助成金)を奨励します。

(4) 過去3年連続で支援を受けた団体については、原則として4年目は採用しません。

(5) 過去に当センターの助成を受けたものの、事業・会計報告書が所定期限内に提出されないなど事務手続きを適正に行わなかった団体からは、申請を受け付けない場合があります。

(問い合わせ先) 各事業についてのお問合せは下記までお願いします。

【文化芸術交流分野】

美術 02-397-2844 舞台公演
02-397-2849 映像・映画 02-397-2828 文化人招
へい 02-397-2849 【市民・青少年交流分野】
02-397-2849
【日本語教育分野】 02-397-2827
【日本研究・知的交流分野】 02-397-2826
【その他お問合せ】 ソウル日本文化センター代表
02-397-2820
e-mail: se_webmaster@jpf.go.jp

以上